

アスレチックトレーニングセンター使用心得

- 1 アスレチックトレーニングセンターを借用しようとする時は、使用責任者が事前に施設予約システムにて予約すること。
- 2 使用後は直ちにその旨をスポーツセンター事務室に報告すること。
- 3 スポーツ用具を借用しようとする時は、スポーツセンター事務室に申請書を提出すること。
- 4 アスレチックトレーニングセンター以外の備え付けスポーツ用具を借用しようとする時は事前にスポーツセンター事務室の許可を得ること。
- 5 スポーツ科学の正課授業に使用中の施設及び用具は原則として使用は認めない。
- 6 アスレチックトレーニングセンター内の各競技場や各道場へ土足で入場することを禁ずる。履物を使用する時は、上履用の室内シューズに限る。
- 7 屋外のスポーツ施設への立入りには所定の履物以外は使用しないこと。
- 8 使用区分及び使用時間を厳守すること。
- 9 常に整理整頓に努め使用後は必ず清掃し原状に復すること。
- 10 使用中の施設及び用具を破損した時はスポーツセンター事務室に届け出て指示を受けると。故意または過失により施設または用具を破損した場合は相当の弁償をしなければならない。
- 11 前項までの使用心得に違反、または施設を使用させることが適当でないと認められる行為を行った者は使用を禁止する。

2024年10月1日 改正

学生部 学生課